

# 沸増型電気温水器契約

( 選 択 約 款 )

平成21年4月1日 実施

中 部 電 力 株 式 会 社

# I 本 則

## 1 目 的

この選択約款は、負荷の平準化を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

## 2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第7項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成21年3月3日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

## 3 適用範囲

毎日午後5時から翌日の午前7時までの時間を限り、別表1（沸増型電気温水器）に定める主として夜間時間に通電を行なうよう制御できる電気温水器（以下「沸増型電気温水器」といいます。）を使用する需要で、契約容量が50キロボルトアンペア未満であり、かつ、お客さまが1年を通じてこの選択約款の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

## 4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

## 5 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力）といたします。

## 6 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 沸増時間

毎日午後5時から午後11時までの時間をいいます。

(2) 夜間時間

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間をいいます。

## 7 供給条件

(1) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(2) 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

(3) 契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

## 8 料 金

料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金とし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。ただし、供給約款27（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに10（その他）(2)イにより日割計算をしてえた料金については、早収料金といたします。

(1) 早収料金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、お客さまが別表2（夜間時間通電制御型電気温水器）に定める夜間時間における通電開始時刻が制御可能な電気温水器（以下「夜間時間通電制御型電気温水器」といいます。）を使用される場合の早収料金は、基本料金および電力量料金の合計から、ハによって算定された夜間時間通電制御型電気温水器割引額を差し引いたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が29,500円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が29,500円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	367円50銭
-------------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 沸増時間

1キロワット時につき	21円23銭
------------	--------

(ロ) 夜間時間

1キロワット時につき	9円33銭
------------	-------

ハ 夜間時間通電制御型電気温水器割引額

夜間時間通電制御型電気温水器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の夜間時間通電制御型電気温水器割引額は、半額といたします。

夜間時間通電制御型電気温水器の総容量(入力)1キロボルトアンペアにつき	178円50銭
-------------------------------------	---------

なお、夜間時間通電制御型電気温水器の総容量(入力)の単位は、1

キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

## ニ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からハによって算定された夜間時間通電制御型電気温水器割引額を差し引いてえた金額が次の金額を下回る場合は、その1月の早収料金は、次の金額といたします。

1 契約につき	315円00銭
---------	---------

### (2) 遅収料金

遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。

## 9 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、供給約款26（使用電力量の計量）に準ずるものといたします。

## 10 その他

(1) お客様が希望される場合は、1 需要場所において、供給約款による電気の供給またはこの選択約款以外の選択約款による電気の供給と、この選択約款による電気の供給とをあわせて受けることができます。

(2) その他の事項については、次に定める場合を除き、供給約款の従量電灯Cにかかわる規定を準用するものといたします。

イ 当社は、供給約款28（日割計算）に準じて日割計算を行ない、早収料金を算定いたします。ただし、夜間時間通電制御型電気温水器割引額の日割計算は、別表4（夜間時間通電制御型電気温水器割引額の日割計算の基本算式）によるものといたします。

- ロ 供給約款36（供給の停止）(3)に定める事項については、供給約款の農事用電力に準ずるものといたします。この場合、供給約款36（供給の停止）(3)へにいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。
  - ハ 供給約款41（制限または中止の料金割引）に定める事項については、供給約款の従量電灯Bに準ずるものといたします。ただし、割引対象時間は、契約使用時間といたします。
  - ニ 供給約款47（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）に定める事項については、適用いたしません。
- (3) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

## Ⅱ 実施細目

### 1 沸増型電気温水器

当社は、別表1（沸増型電気温水器）に定める沸増型電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、沸増型電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

### 2 契約容量

契約負荷設備の入力換算容量（ボルトアンペア）は、銘板表示の定格消費電力の値といたします。ただし、銘板表示の不明確なものについては、実測した値によります。

### 3 供給条件

契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、供給約款56（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

### 4 夜間時間通電制御型電気温水器にかかわる取扱い

#### (1) 夜間時間通電制御型電気温水器

イ 夜間時間通電制御型電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ロ 当社は、別表2（夜間時間通電制御型電気温水器）に定める夜間時間通電制御型電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間時間通電制御型電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

#### (2) 夜間時間通電制御型電気温水器割引額の算定

イ 夜間時間通電制御型電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合は、夜間時間通電制御型電気温水器割引額は、別表4（夜間時間通電制御型電気温水器割引額の

日割計算の基本算式)により日割計算をいたします。

- ロ 夜間時間通電制御型電気温水器の取付けまたは取替えをされた場合の夜間時間通電制御型電気温水器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が夜間時間通電制御型電気温水器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。
- ハ 供給停止期間中の夜間時間通電制御型電気温水器割引額については、別表4（夜間時間通電制御型電気温水器割引額の日割計算の基本算式）の「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。

なお、この場合、夜間時間通電制御型電気温水器割引額は、まったく電気を使用しない場合のものとしたします。

## 5 その他

電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の別表4（夜間時間通電制御型電気温水器割引額の日割計算の基本算式）の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

### (1) 検針期間の日数

- イ 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数としたします。
- ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数としたします。

### (2) 暦日数

- イ 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものとしたします。）の属する月の日数としたします。

ロ 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するもの）の属する月の日数といたします。

## 附 則

### 1 実施期日

この選択約款は、平成21年4月1日から実施いたします。

### 2 燃料費調整についての特別措置および経過措置

#### (1) 燃料費調整

平成21年4月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間における、本則8（料金）(1)の電力量料金について、燃料費調整（燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。）は、I（本則）の規定によらず、燃料費調整単価が(3)ロ(イ)により算定される場合は、(4)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が(3)ロ(ロ)、(ハ)または(ニ)により算定される場合は、(4)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

#### (2) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0445$$

$$\beta = 0.4282$$

$$\gamma = 0.5104$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

### (3) 燃料費調整単価

#### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が29,500円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (29,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(5)の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が29,500円を上回り、かつ、44,300円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 29,500\text{円}) \times \frac{\text{(5)の基準単価}}{1,000}$$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,300円を上回る場合  
平均燃料価格は、44,300円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (44,300\text{円} - 29,500\text{円}) \times \frac{\text{(5)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の

算定に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
平成20年12月1日から平成21年2月28日までの期間	平成21年4月の検針日から平成21年5月の検針日の前日までの期間
平成21年1月1日から平成21年3月31日までの期間	平成21年5月の検針日から平成21年6月の検針日の前日までの期間
平成21年2月1日から平成21年4月30日までの期間	平成21年6月の検針日から平成21年7月の検針日の前日までの期間
平成21年3月1日から平成21年5月31日までの期間	平成21年7月の検針日から平成21年8月の検針日の前日までの期間
平成21年4月1日から平成21年6月30日までの期間	平成21年8月の検針日から平成21年9月の検針日の前日までの期間
平成21年5月1日から平成21年7月31日までの期間	平成21年9月の検針日から平成21年10月の検針日の前日までの期間
平成21年6月1日から平成21年8月31日までの期間	平成21年10月の検針日から平成21年11月の検針日の前日までの期間
平成21年7月1日から平成21年9月30日までの期間	平成21年11月の検針日から平成21年12月の検針日の前日までの期間
平成21年8月1日から平成21年10月31日までの期間	平成21年12月の検針日から平成22年1月の検針日の前日までの期間
平成21年9月1日から平成21年11月30日までの期間	平成22年1月の検針日から平成22年2月の検針日の前日までの期間
平成21年10月1日から平成21年12月31日までの期間	平成22年2月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間

ロ 平成21年4月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間に  
使用される電気に適用となる燃料費調整単価

平成21年4月の検針日から平成22年3月の検針日の前日までの期間に  
使用される電気に適用となる燃料費調整単価は、次の算式によって算定  
された値といたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が29,500円を下回り、かつ、  
基準燃料費調整単価が、ハに定める特別措置の燃料費調整単価および  
経過措置の燃料費調整単価の合計以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - \left( \text{ハに定める特別措置の燃料費調整単価} + \text{ハに定める経過措置の燃料費調整単価} \right)$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が29,500円を下回り、かつ、  
基準燃料費調整単価が、ハに定める特別措置の燃料費調整単価および  
経過措置の燃料費調整単価の合計を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \left( \text{ハに定める特別措置の燃料費調整単価} + \text{ハに定める経過措置の燃料費調整単価} \right) - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が29,500円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{ハに定める特別措置の燃料費調整単価} + \text{ハに定める経過措置の燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が29,500円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + \left( \text{ハに定める特別措置の燃料費調整単価} + \text{ハに定める経過措置の燃料費調整単価} \right)$$

ハ 特別措置の燃料費調整単価および経過措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価および経過措置の燃料費調整単価は、次の  
とおりといたします。

	適用期間	特別措置の 燃料費調整単価	経過措置の 燃料費調整単価
1キロワット時 につき	平成21年4月の検針日から 平成21年5月の検針日の前 日までの期間	34銭	37銭
	平成21年5月の検針日から 平成21年6月の検針日の前 日までの期間	34銭	37銭
	平成21年6月の検針日から 平成21年7月の検針日の前 日までの期間	34銭	37銭
	平成21年7月の検針日から 平成21年8月の検針日の前 日までの期間	34銭	37銭
	平成21年8月の検針日から 平成21年9月の検針日の前 日までの期間	34銭	37銭
	平成21年9月の検針日から 平成21年10月の検針日の前 日までの期間	—	37銭
	平成21年10月の検針日から 平成21年11月の検針日の前 日までの期間	—	36銭
	平成21年11月の検針日から 平成21年12月の検針日の前 日までの期間	—	36銭
	平成21年12月の検針日から 平成22年1月の検針日の前 日までの期間	—	36銭
	平成22年1月の検針日から 平成22年2月の検針日の前 日までの期間	—	36銭
	平成22年2月の検針日から 平成22年3月の検針日の前 日までの期間	—	36銭

(4) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(3)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(5) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	18銭8厘
------------	-------

(6) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(2)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(3)によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

**3 この選択約款の実施にともなう切替措置**

平成21年4月の検針日の前日までに使用される電気については、変更前の選択約款の沸増型電気温水器契約（平成20年2月26日届出。）および供給約款等以外の供給条件（平成20年10月31日認可。）により料金を算定するものといたします。

## 別 表

### 1 沸増型電気温水器

沸増型電気温水器とは、次の(1)または(2)に該当するものをいいます。

(1) 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

イ 沸増時間に残湯量が少量となったときに限り、沸増時間に通電を行なうこと。

ロ お客さまが夜間時間開始時刻までに必要とされる湯量をこえて沸きあげないように制御できること。

(2) (1)に準ずる場合で、当社が認めたもの。

### 2 夜間時間通電制御型電気温水器

夜間時間通電制御型電気温水器とは、次の(1)または(2)に該当するものをいいます。

(1) 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

イ 給水温度を検知できること。

ロ お客さまが必要とされる湯温および湯量を夜間時間に決定できること。

ハ イの給水温度にもとづいてロの湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。

ニ ハの熱量から所要通電時間数を算出できること。

ホ 契約使用時間終了時刻からニの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

(2) (1)に準ずる場合で、当社が認めたもの。

### 3 燃料費調整

#### (1) 燃料費調整額の算定

##### イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0445$$

$$\beta = 0.4282$$

$$\gamma = 0.5104$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

##### ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が29,500円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (29,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が29,500円を上回り、かつ、44,300円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 29,500\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,300円を上回る場合  
平均燃料価格は、44,300円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (44,300\text{円} - 29,500\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

#### ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

## ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	18銭8厘
------------	-------

### (3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

## 4 夜間時間通電制御型電気温水器割引額の日割計算の基本算式

夜間時間通電制御型電気温水器割引額を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1月の該当割引額 \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、供給約款27（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{といたします。}$$